

専門職の資格と相互認証問題

(医師、看護師、APEC 技術士、APEC 建築士)

2015 年 11 月 23 日

石塚記

前回、弁護士や公認会計士などのいわゆる士業の資格と国内営業に関し、TPP 協定の影響を調べてみましたが、これらの士業が日本政府の留保にリストアップされ、除外されていることが分かりました。

前回投稿「[TPP 協定における士業の取り決め](#)」

「医師・看護師など」

ふとその前に投稿した医療関係のことを思い出し、医師、看護師などの専門職の資格が TPP でどのように扱われているのか気になり、USTR の HP のテキストを検索してみました。

検索ワード、medical, physician, doctor, nurse

USTR の TPP テキスト

<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/trans-pacific-partnership/TPP-Full-Text>

「Chapters (本文)」

第 2 章 市場アクセス

medical 医療機器などの関税率

physician, doctor, nurse はなし

第 3 章 原産地規則

medical 第 3.9 条 5-(f)-(iii) 自動車原産地比率ネットコストの計算、医療保険の費用

physician, doctor, nurse はなし

第 8 章 貿易の技術的障害

medical 付属書、医薬品、化粧品、医療機器の認定機関指定

physician, doctor, nurse はなし

(解説)「TPP 協定テキストから見る医療制度への影響 (3) [医療機器の認証制度]」

第9章 投資

medical 付属書 9-C 医療施設などの収用制限
physician, doctor, nurse はなし

第18章 知的財産権

medical 新薬とバイオ製薬データ保護期間
physician, doctor, nurse はなし
(解説)「TPP 協定テキストから見る医療制度への影響 (2) [知的財産章関連]」

第26章 透明性及び腐敗行為防止

medical 医薬品の収載および医療機器の償還額決定方法
physician, doctor, nurse はなし
(解説)「TPP 協定テキストから見る医療制度への影響 (1) [医療制度]」

「Annexes (付属書)」不適合措置

Annex I: Non-Conforming Measures
Annex II: Non-Conforming Measures
Annex III: Financial Services
Annex IV: State-Owned Enterprise

上記 Annex に書かれている日本の留保については、下記の政府対策本部の「全章概要 (別添・付属書等)」の「日本の留保」に書かれています。

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo.html#201511kyoutei_zanteiban

関連するのは、「現在留保」の下記2ヶ所であり、医療サービスではありません。

- 1 4. 医薬品製造業 ; 外国企業の国内製造所投資の規制
- 1 8. 医療及び福祉 ; 労働保険業の認可制

ところが、「将来留保」の下記項目に注目すべき表現があります。

3. 全ての分野 (認識されていないか又は技術的に提供可能でないサービス)

「国境を越えるサービスの貿易」「市場アクセス」

日本国は、この協定の効力発生時の状況の下で日本国政府が認識していたか、又は認識し得たサービス以外のサービスに関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

この協定の効力発生時に JSIC 又は CPC において明示的かつ具体的な記述により分類さ

れているサービスは、その時点で日本国政府が認識し得たものとする。

日本国は、この協定の効力発生時には技術的に提供可能でなかったあらゆる態様でのサービスの提供に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。

ここで、JSIC とは日本標準産業分類、CPC は国連中央生産物分類のことで下記にあり、何れも医療・福祉（JSIC-P、CPC-93）が記載されています。

JSIC :

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000022.html

CPC :

<http://unstats.un.org/unsd/cr/registry/regcst.asp?Cl=31&Lg=1>

留保措置を素直に読むと、TPP 協定発効時の日本政府の認識から外れているサービスについても留保する、そして JSIC 又は CPC には医療サービスが入っていることも認識し、さらには、将来の新しいサービスについても留保すると宣言しています。

「Related Instruments サイドレター類」

日本と他国との間のサイドレターで medical の表現があるのは下記の「医療機器」に関する日米二国間の文書です。この解説は第 26 章紹介に記載していますので省略します。

US-JP Transparency and Procedural Fairness for Pharmaceuticals and Medical Devices

「日米二国間合意文書」

これらの文書には医療に関する記述はありません。

「医師・看護師などの資格に関する結論」

TPP 協定の本文と附属書、サイドレター及び日米二国間合意文書には、医療サービスの記述がありません。そして日本政府は、不適合措置において、医療サービスも含め、TPP 発効時に記述されていないサービスについても留保を宣言しています。

医師（歯科医も含む）、看護師などの国境を越えたサービスは規定されていません。即ち現行法の規定で資格、免許、医業（就業）が保証されると考えられます。医師も看護師なども国家試験受験前に、学歴、経歴、保有資格などの書類審査の後、「日本語能力」を確認する受験資格認定があります。

「主な現行法」

医師法

第六条 免許は、医師国家試験に合格した者の申請により、医籍に登録することによって行う。（国籍条項はないが、受験資格認定がある）

医療法

第7条 病院開設の要件（以下要約）

医師免許証を交付され、所定の臨床研修を終了し登録された医師
保健師助産師看護師法
国家試験を合格し免許証交付された者

医師国家試験受験資格認定

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2012/05/tp0525-01.html>

厚生労働省の看護師国家試験の受験資格認定について（国籍条項）

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/kangoshi/jukenshikaku.html

(4)在留カード、特別永住者証明書又は住民票の写し（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 76 号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）、又は戸籍抄本または戸籍謄本（日本国籍を有するものに限る。）

外国人の雇用（有資格者）

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/anteikyoku/gairou/980908gai01.htm>

外国人看護師、介護福祉士の在留資格

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other22/index.html>

EPA による相手国からの要請で実施、インドネシア、フィリピン、ベトナムから受け入れ。

「APEC 技術士、APEC 建築士資格」

医療関係の調査のため USTR のテキストの「第 10 章国境を越えるサービスの貿易」の「付属書 10-A 専門職サービス」を読み始めましたら、見落としていた資格がありました。政府対策本部の「全章概要」では、下記の一般規定の 1. と 2. のみ説明があり 3. 以降の記述が欠落していました。

欠落している 5. 6. 7. に **APEC Engineer** と **APEC Architect** の記述がありました。内容的には、APEC で相互認証されている技術士と建築士の資格および運用を追認することが規定されています。

一般規定

1. それぞれの締約国は、専門職の資格の承認、免許又は登録に関係する問題について、二以上の締約国が対話の機会を設けることに相互に関心を有する専門職サービスの特定に努めるため、自国の領域の関係団体と協議しなければならない。
2. それぞれの締約国は、専門職の資格を承認し、及び免許又は登録の手続を円滑化することを目的として、自国の関係団体に対し、他の締約国の関係団体との対話の機会を設けるこ

とを奨励しなければならない。

3. それぞれの締約国は、関連団体に、専門職の資格、免許及び登録に関する合意の開発における専門職サービスに関する合意を考慮するよう奨励しなければならない。

4. 締約国は、もし可能であれば、更なる筆記試験への要求なしで、外国供給者の免許または認証された専門職団体会員に基づく一時的か特定のプロジェクトの免許あるいは登録制度を実施する措置を行うことを考慮してもよい。

その一時的あるいは限定された免許制度は、供給者が適用できる地域の免許要件を満たす一回限りの地域の免許を外国の供給者が得ること妨げるために使ってはならない。

技術と建築のサービス

5. パラグラフ 3 に関して、締約国は、APEC 技術士と APEC 建築士の枠組みのなかで、技術と建築、そして専門的能力とこれらの専門職の職業的機動性の相互認証を促進する APEC における仕事を認める。

(筆者挿入注記)

APEC エンジニア (日本技術士会)

加盟国 (TPP と重複)

日本、オーストラリア、カナダ、マレーシア、ニュージーランド、米国、シンガポール

<https://www.engineer.or.jp/sub06/>

APEC アーキテクト (建築技術教育普及センター)

加盟国 (TPP と重複)

日本、オーストラリア、カナダ、マレーシア、ニュージーランド、米国、シンガポール、メキシコ

<http://www.jaeic.or.jp/international/apecarchitect-j/index.html>

(注記終わり)

6. それぞれの締約国は、APEC 技術士と APEC 建築士の登録を運用すべく許可を与えられる方向に関連団体を動かすように奨励しなければならない。

7. 締約国は、他の締約国が運用しているこれらの登録に関連する団体と相互認証合意に入るため、APEC 技術士と APEC 建築士の登録を運用すべく関連団体を奨励しなければならない。

一時的な免許または技術者の登録

8. パラグラフ 4 について、技術者のための一時的あるいは特定プロジェクトの免許あるいは登録制度の実施に当たっては、締約国は、関連する専門団体と以下の勧告について協議し

なければならない。

(a)他の締約国がその地域で技術的専門性の業務を行うことを許すための一時的な免許または登録手続きの開発

(b)これらの技術者の一時的な免許あるいは登録を容易にするためのその地域を通して、所管官庁による採用のための手続きモデルの開発

(c)優先的な技術的専門性は、一時的な免許、あるいは登録手続きの開発によって与えられなければならない。

(d)協議で決められた技術者の一時的免許あるいは登録に関連する他の問題

法的サービス（要旨）（日本は不適合措置で国内法優先）

9.（法的サービスの役割の承認）

10.（外国の弁護士の活動に関する規定）

専門的サービスのワーキンググループ（要旨）

11.（パラグラフ1から4までの活動をに関するワーキンググループの設置）

12.（パラグラフ1から4の活動続行のため関連団体と連携）

13.（ワーキンググループの招集と頻度）

14.（協定発効後2年以内に報告）

15.（会合参加国への効力、参加しない国の同意）